

第77回 定時株主総会 招集ご通知



Smiles for All.

すべては、笑顔のために。

日時

2025年 6月26日(木曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

場所

東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー 1階
ニューピアホール

決議事項

<会社提案(第1号議案から第4号議案まで)>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

<株主提案(第5号議案から第6号議案まで)>

- 第5号議案 自己株式取得の件
- 第6号議案 取締役2名選任の件



東洋水産株式会社

証券コード：2875

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より東洋水産グループをご支援いただき、厚く御礼申し上げます。

当社は2022～24年度3ヵ年中期経営計画の各施策を着実に推進し、最終年度の2024年度は初めて売上高5千億円を超え各段階利益も過去最高の実績を達成いたしました。

また、2025年度より、新たな3ヵ年中期経営計画をスタートいたします。国内事業では、今年発売50周年の「マルちゃん焼そば 3人前」をはじめとする各商品の価値浸透、海外事業では、主力商品の需要増への対応を強化するとともに、今後の持続的な成長に向けた投資を国内外で進めてまいります。

今まで以上に事業間の連携を活かし、グループの総合力を発揮することで企業価値を向上させ、ステークホルダーの皆様を笑顔にできるよう取り組んでまいります。

株主の皆様には今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



代表取締役社長
住本 憲隆



Smiles for All.

すべては、笑顔のために。

目次



第77回 定時株主総会招集ご通知

1 P



議決権行使についてのご案内

6 P



株主総会参考書類

＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

＜株主提案（第5号議案から第6号議案まで）＞

- 第5号議案 自己株式取得の件
- 第6号議案 取締役2名選任の件

8 P



事業報告

36 P



連結計算書類・ 計算書類

54 P



監査報告

58 P



株主優待に関するお知らせ

64 P

証券コード 2875
2025年6月5日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目13番40号
東 洋 水 産 株 式 会 社
代表取締役社長 住 本 憲 隆

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.maruchan.co.jp/ir/event/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2875/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東洋水産」又は「コード」に当社証券コード「2875」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	東京都港区海岸一丁目11番1号 ニューピア竹芝ノースタワー 1階 ニューピアホール
3. 目的事項	報告事項 1. 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 ＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞ 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役12名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 役員賞与支給の件 ＜株主提案（第5号議案から第6号議案まで）＞ 第5号議案 自己株式取得の件 第6号議案 取締役2名選任の件

以 上

本株主総会で上程されている議題には、会社が提案している議案（第1号議案から第4号議案まで）及び、株主様が提案されている議案（第5号議案及び第6号議案）が含まれております。

株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案のすべての議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

23ページ及び28～35ページの【当社取締役会の意見】に記載のとおりです。

まず、第5号議案に対する反対理由は、大要、次のとおりです。

- (1) 当社は、2007年度以来、リーマンショックやコロナ禍などの世界的な経済情勢の下振れ期にも22%以上の安定的な配当性向を維持しながら、累進的な配当金額の積み上げを重ねて参りました結果、直近の3ヵ年（2022～2024年度）中期経営計画（以下、「直近中計」といいます。）下では、配当性向30%以上の実績を上げて参りました。

- (2) 今般、新たに3ヵ年（2025～2027年度）中期経営計画（以下、「新中計」といいます。）を2025年5月12日に公表いたしました。新中計では「企業価値を向上させることでステークホルダーを笑顔にしたい」という当社の“ありたい姿”の実現に向けて、成長領域への設備投資を積極的に実施するとともに、株主還元もより強化して参ります。具体的には、当社は、新中計に基づき、株主還元強化と資本効率の向上を目的に、配当に加え自己株式取得を計画しており、新中計の計画期間中の総還元性向は70%を目途に実施して参りますが、**本株主提案は、新中計の対象期間中の総還元性向70%を目途に配当に加えて実施する自己株式取得を考慮していないばかりか、当社の将来事業への投資や自己資本強化などの総合的なキャピタルアロケーションや中長期的な企業価値の向上の実現を可能とするために必要な財務基盤の強化について全く考慮しておらず、そもそも、これらについて考慮しながら株主様への還元の実施を検討する旨定めて開示させていただいている当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに反しているからです。**

次に、第6号議案に対する反対理由は、大要、次のとおりです。併せて、当社取締役会が本定時株主総会に上程する、9ページに記載の第2号議案「取締役12名選任の件」の取締役候補者もご高覧ください。

- (1) 当社取締役会は有効に機能しており、「社外取締役」2名を新たに加えることが必要となるガバナンス上の問題はありません。また、当社の企業価値向上、株主共同の利益の確保の観点からは、**当社の提案する第2号議案「取締役12名選任の件」の取締役候補者で構成される取締役会が適切かつ最善**であります。
- (2) **提案株主様は、「社外取締役としての経営の監督責任を果たしていない」と主張していますが、無責任で事実無根の誤導にすぎません。**当社は、これまで1年以上にわたり、提案株主様との間で書面のやり取りのほか6回に及ぶ面談を行ってきましたが、提案株主様はその過程で一度たりとも上記のような指摘をしたことはなく、今回の株主提案で初めて唐突に主張し始めたものです。また、提案株主様は、非中核事業について不要な事業があるとして様々な角度からあたかもそれが真実であるかのように盛んに強調し、事業ポートフォリオレビューのために社外取締役を中心とする戦略検討委員会の設置を求めています。他方で、「社外取締役としての経営の監督責任を果たしていない」とする具体的かつ客観的な事実は挙げられておらず、ただ放言するに止まっています。これらのことは、当社の社外取締役に「社外取締役としての経営の監督責任を果たしていない」というべき問題など存在しないことを端的に表しています。
- (3) 提案株主様の上記主張は事実無根の誤導であり、遺憾というほかありません。実際、当社の社外取締役5名は、いずれも、各選任に係る株主総会において、96%を超える賛成率をもって選任いただいているところ、**各社外取締役が現任の当社の業務執行取締役とともに選任される状況下で高い信任を得てきたものであることを看過し、又は無視したもので**

す。

- (4) 当社取締役会は、より良いガバナンスを模索するプロセスにゴールはないとの認識の下、
不断の検討と改善を継続していく強い意思を持っており、任意に指名・報酬委員会を取締
役会の諮問機関として設置するなど、これまでもガバナンス体制の強化に取り組んできま
した。
- (5) 加えて、現経営体制は、直近の3ヵ年（2022～2024年度）の中期経営計画に基づきその
最終年度である2024年度には売上が5,076億円、営業利益も755億円と当初計画を大きく
上回る業績を達成し、資本コスト6～8%で、ROEは13.3%まで上昇させる実績を残しま
した。その過程で社外取締役が適切に監視監督し、この業績に貢献してきたことは疑いよ
うのない事実です。このような現経営体制の下で、次なる3ヵ年（2025～2027年度）中
期経営計画を策定し、「将来への投資と株主還元の両立」と「リスク低減と新たな成長機
会獲得」の課題を現状認識として、経営理念である「公正な経営・自主独往の経営・従業
員が報いられる経営」の下、「食を通じ、みなさまに笑顔をお届けしたい」をスローガ
ンとし、「企業価値を向上させることでステークホルダーを笑顔にしたい」という当社
の“ありたい姿”の実現に向けて、成長領域への設備投資を積極的に実施するとともに、**財
務KPIとして、3ヵ年のROEを10%以上、長期目標としてROE15%として掲げ、株
主還元もより強化**して参ります。
- (6) 以上のとおり、①より良いガバナンス体制の構築・実現のためのガバナンス改革は引き続
き行っていくことを当然の前提として、現任の社外取締役には十分にその知見や能力を発
揮いただいており、また、監督能力の欠如やガバナンス・コンプライアンス上の問題が現
に生じているわけでもないことからすると、社外取締役の各氏の誰かを交代させるべき必
要性に乏しいこと、②現経営体制は直近の中期経営計画を着実に遂行して大幅な目標達成
の実績を上げ、社外取締役はこれに貢献してきたこと、③新たに中期経営計画を策定・公
表した責任を担うべき当事者であること、④そうしたことから、当社事業への深い理解
と、それを前提とする現状課題認識、さらにはその改善施策への取組意識（モチベーショ
ン）と責任感を当事者として有している、会社提案として当社取締役会が本定時株主総会
に上程する第2号議案「取締役12名選任の件」の取締役候補者で構成される取締役会が適
切かつ最善であるからです。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社取締役会を信任いただき、当社の健全で強靱な事
業成長にご期待いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

株主様へのお願い

- 当日のご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、当日のご出席は議決権を有する株主様ご本人又は代理人（議決権を有する株主様）の方1名に限ります。
- カメラやスマートフォン、携帯電話等による会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。

ウェブサイト掲載のご案内

- 本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、当該書面に記載しておりません。
 - ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制
 - ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ③ 連結株主資本等変動計算書
 - ④ 連結注記表
 - ⑤ 株主資本等変動計算書
 - ⑥ 個別注記表従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページ目に記載の掲載している各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内



インターネット等による議決権行使

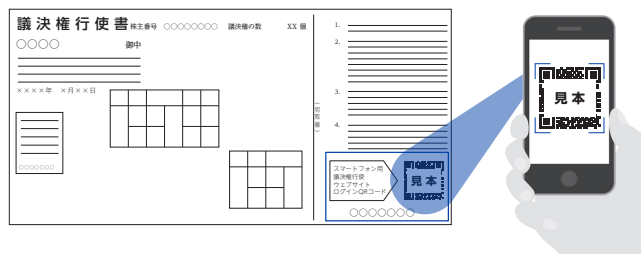
行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分入力分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが下記の「議決権行使ウェブサイト」より、変更をお願いします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

書面による議決権行使

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、**行使期限までに到着するよう**、切手を貼らずにご投函ください。

賛否欄に記載がない場合、会社提案については「賛」、会社が反対する株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

東洋水産株式会社 敬啟者、本株主総会当日に議決権行使書用紙に議決権行使の意思を記載し、切手を貼らずにご投函ください。この議決権行使書は、議決権行使の意思を記載するものであり、議決権行使の意思を記載しない場合は、議決権行使の意思を記載しないものとさせていただきます。

1. 議決権行使の意思を記載する欄に「賛」または「否」を記入してください。

2. 議決権行使の意思を記載する欄に「賛」または「否」を記入してください。

3. 議決権行使の意思を記載する欄に「賛」または「否」を記入してください。

4. 議決権行使の意思を記載する欄に「賛」または「否」を記入してください。

東洋水産株式会社

第5号議案及び第6号議案は株主様からのご提案です。当社取締役会はこれらの議案いずれにも反対しております。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

※一部の候補者を否認する場合、「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

会社提案・取締役会の意見に
ご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○

議案	第5号議案	第6号議案
株主提案	○	○
株主提案	○	○

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・取締役会の意見に
反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○

議案	第5号議案	第6号議案
株主提案	○	○
株主提案	○	○

※インターネット等と書面（議決権行使書）の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。ただし、この両方が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会出席による議決権行使

株主総会当日に議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付**にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、議事資料として書面で郵送された冊子をご持参ください。

開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

開催場所

ニューピアホール

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第77期の期末配当につきましては、積極的な成長投資と株主還元を両立するとともに、安定的な配当の継続を基本とし、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1 配当財産の種類……………金銭といたします。
- 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額……………当社普通株式1株につき金120円といたします。
なお、この場合の配当総額は11,961,076,560円となります。
これにより中間配当（1株につき80円）と合わせまして、
年間配当金は1株につき200円となります。
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日……………2025年6月27日といたします。

第2号議案

取締役12名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（15名）は任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、当社の定める「取締役の選任基準」及び「社外役員の独立性に関する考え方」は18ページに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社グループにおける現在の地位	候補者属性
1	つつみ 堤 ただす 殷	代表取締役会長	再任
2	すみ もと のり たか 住 本 憲 隆	代表取締役社長	再任
3	おき 沖 ひとし 斉	専務取締役	再任
4	ま き や り え こ 真 喜 屋 理 恵 子	常務取締役	再任
5	もち づき まさ ひさ 望 月 正 久	常務取締役	再任
6	まつ もと ち よ こ 松 本 千 代 子	取締役	再任
7	やま ざき よし あき 山 崎 美 明	取締役	再任
8	しま ざき やす こ 島 崎 康 子	八戸東洋株式会社 代表取締役社長	新任
9	や ち ひろ やす 谷 地 弘 安	取締役	再任 社外 独立
10	や ざわ けん いち 矢 澤 健 一	取締役	再任 社外 独立
11	ち の いさむ 千 野 勇	取締役	再任 社外 独立
12	こ ばやし てつ や 小 林 哲 也	取締役	再任 社外 独立

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員候補者

1

つつみ
堤ただす
殷

1945年1月25日生

再任

所有する
当社の株式数

41,637株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1968年4月 当社入社
1989年6月 同 取締役
1993年6月 同 常務取締役
1999年4月 同 代表取締役専務
2003年6月 同 代表取締役社長
2012年6月 同 代表取締役会長（現）

取締役候補者とした理由

堤殷氏は、当社の社長として長年にわたり経営を担った経験と実績を有しております。
現在も会長として業務執行の監督等、的確な役割を果たしていることから当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者となりました。

- ・堤殷氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・堤殷氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

2

すみもと のり たか
住 本 憲 隆

1966年2月7日生

再任

所有する
当社の株式数

22,975株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1988年4月 当社入社
2011年6月 同 取締役
2014年6月 同 常務取締役
2018年6月 同 専務取締役
2023年6月 同 代表取締役社長（現）

取締役候補者とした理由

住本憲隆氏は、海外関係会社の経営等、多岐にわたる経験と実績を有しております。社長就任後は中期経営計画を策定する等、企業価値向上に努めております。このようなことから当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者となりました。

- ・住本憲隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・住本憲隆氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

3

おき
沖ひとし
齊

1959年9月3日生

再任

所有する
当社の株式数
6,247株**略歴、当社における地位、担当**
(重要な兼職の状況)

1983年 4 月 当社入社
 2009年 3 月 同 関西事業部大阪支店長
 2011年 2 月 同 東京支店長
 2012年 6 月 同 取締役
 2015年 6 月 同 常務取締役
 2019年 6 月 同 専務取締役（現）

取締役候補者とした理由

沖齊氏は、国内営業に関する業務を長年けん引してまいりました。このような経験と実績から当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者いたしました。

- ・ 沖齊氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 沖齊氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

4

まきや
真喜屋りえこ
理恵子

1961年4月27日生

再任

所有する
当社の株式数
7,768株**略歴、当社における地位、担当**
(重要な兼職の状況)

1985年 4 月 当社入社
 2013年 6 月 同 取締役
 2013年 6 月 同 総合研究所長（現）
 2018年 6 月 同 常務取締役（現）

取締役候補者とした理由

真喜屋理恵子氏は、長年にわたり主に研究開発、品質保証、管理部門に関する業務をけん引してまいりました。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者いたしました。

- ・ 真喜屋理恵子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 真喜屋理恵子氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。
- ・ 真喜屋理恵子氏の戸籍上の氏名は、磯邊理恵子であります。

5

もち づき まさ ひさ
望 月 正 久

1961年2月22日生

再 任

所有する
当社の株式数
10,939株**略歴、当社における地位、担当**
(重要な兼職の状況)

1986年 4 月 当社入社
2012年 4 月 同 生産部長
2014年 6 月 同 関西事業部神戸工場長
2015年 4 月 同 関西事業部長
2016年 6 月 同 取締役
2019年 6 月 同 常務取締役 (現)

取締役候補者とした理由

望月正久氏は、長年にわたり主に管理部門に関する業務をけん引してまいりました。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者となりました。

- ・ 望月正久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 望月正久氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

6

まつ もと ち よ こ
松 本 千代子

1957年4月3日生

再 任

所有する
当社の株式数
3,993株**略歴、当社における地位、担当**
(重要な兼職の状況)

1984年 3 月 田子製氷株式会社入社
2015年 3 月 当社 経理部長
2021年 6 月 同 取締役 (現)

取締役候補者とした理由

松本千代子氏は、長年にわたり管理部門に関する業務に従事し、現在は経理部の担当を務めております。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者となりました。

- ・ 松本千代子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 松本千代子氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

7

やま ざき よし あき
山 崎 美 明

1964年8月13日生

再 任

所有する
当社の株式数
1,108株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1987年 4 月 当社入社
2014年 2 月 同 関西事業部中四国支店長
2021年 6 月 同 中京事業部長
2021年 6 月 同 関西事業部長
2023年 6 月 同 九州事業部長
2024年 6 月 同 取締役 (現)

取締役候補者とした理由

山崎美明氏は、長年にわたり営業部門に関する業務に従事し、現在は加工食品部・低温食品部・マーケティング部・広域営業部等の担当を務めております。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者としたしました。

- ・山崎美明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・山崎美明氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

8

しま ざき やす こ
島 崎 康 子

1968年8月8日生

新 任

所有する
当社の株式数
5,916株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1991年 4 月 当社入社
2014年 6 月 八戸東洋株式会社 取締役
2015年 6 月 同 常務取締役
2017年 6 月 同 代表取締役社長 (現)

取締役候補者とした理由

島崎康子氏は、長年にわたり研究開発に関する業務に従事し、現在は関係会社の社長を務めております。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者としたしました。

- ・島崎康子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・島崎康子氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。
- ・島崎康子氏の戸籍上の氏名は、大鐘康子であります。

9

谷地弘安

1969年1月30日生

再任

独立

社外

所有する
当社の株式数
一株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1997年4月 横浜国立大学経営学部専任講師
1998年4月 同 助教授
2012年4月 同 教授
2019年4月 同 学部長
2019年6月 当社 取締役（現）
2021年4月 横浜国立大学理事・副学長
2023年4月 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授（現）

社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割

谷地弘安氏は、現在横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授を務め、経営学、マーケティングの分野に関する深い知見を有しております。同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

- ・谷地弘安氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・谷地弘安氏は、社外取締役候補者であります。
- ・社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1)谷地弘安氏の重要な兼職先である横浜国立大学と当社との間には、特別の関係はありません。
 - (2)谷地弘安氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
 - (3)当社は、谷地弘安氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (4)当社は、谷地弘安氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、谷地弘安氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

10

矢澤健一

1948年10月2日生

再任

独立

社外

所有する
当社の株式数
一株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1967年 4 月 株式会社第四銀行（現 株式会社第四北越銀行）入行
 2000年 6 月 同 取締役総合企画部長
 2004年 6 月 同 常務取締役
 2005年 6 月 同 代表取締役常務
 2008年 4 月 同 代表取締役専務
 2011年 6 月 同 代表取締役副頭取
 2012年 6 月 第四ジェーシービーカード株式会社
 代表取締役社長
 2013年 6 月 亀田製菓株式会社 社外監査役
 2016年 3 月 株式会社福田組 社外取締役
 2020年 6 月 当社 取締役（現）

社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割

矢澤健一氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しております。同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

- ・矢澤健一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・矢澤健一氏は、社外取締役候補者であります。
- ・社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 矢澤健一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
 - (2) 当社は、矢澤健一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (3) 当社は、矢澤健一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、矢澤健一氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

11

千 野

いさむ 勇

1957年3月11日生

再 任

独 立

社 外

所有する
当社の株式数
一株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

- 1981年 4 月 長野県経済事業農業協同組合連合会
(現 全国農業協同組合連合会長野県本
部) 入会
- 2013年 3 月 全国農業協同組合連合会長野県本部
副本部長
- 2014年11月 株式会社長野県A・コープ 代表取締役
社長
- 2020年 5 月 ながの農業協同組合理事
- 2020年 6 月 当社 取締役 (現)
- 2023年 5 月 ながの農業協同組合監事 (現)

社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割

千野勇氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しております。同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。

- ・千野勇氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・千野勇氏は、社外取締役候補者であります。
- ・社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1)千野勇氏の重要な兼職先であるながの農業協同組合と当社との間には、特別の関係はありません。
 - (2)千野勇氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
 - (3)当社は、千野勇氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (4)当社は、千野勇氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、千野勇氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

12

こ ばやし てつ や
小 林 哲 也

1958年9月5日生

再 任

独 立

社 外

所有する
当社の株式数
一株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1991年 4 月 弁護士登録
(第二東京弁護士会所属)

2006年 1 月 小林総合法律事務所所長 (現)

2006年 6 月 ソースネクスト株式会社 社外監査役
(現)

2016年 4 月 独立行政法人大学改革支援・学位授与
機構法科大学院認証評価委員会委員
(現)

2018年 6 月 日弁連男女共同参画推進本部クォータ
制検証PT副座長 (現)

2019年 4 月 第二東京弁護士会男女共同参画推進本
部副本部長 (現)

2021年 6 月 当社 取締役 (現)

2023年 4 月 内閣府男女共同参画会議「計画実行・
監視専門調査会」委員 (現)

2024年12月 内閣府男女共同参画会議「第6次基本
計画策定専門調査会」委員 (現)

社外取締役候補者とした理由及び 期待される役割

小林哲也氏は、現在小林総合法律事務所所長を務め、弁護士としての専門的知識を有しております。同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者となりました。

- ・小林哲也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - ・小林哲也氏は、社外取締役候補者であります。
 - ・社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1)小林哲也氏の重要な兼職先である小林総合法律事務所、ソースネクスト株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
 - (2)小林哲也氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
 - (3)当社は、小林哲也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (4)当社は、小林哲也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、小林哲也氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- (注) 当社は、現在、後記「会社役員に関する事項」(49ページ)に記載の内容の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。取締役候補者のうち再任取締役候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、新任取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

＜取締役の選任基準＞

当社における取締役の選任にあたっては、指名・報酬委員会における協議の結果を尊重し、社外取締役及び社内監査役を含め取締役会に諮って決定しております。社内取締役の選任にあたっては、営業、製造、管理部門等、各業務部門から幅広く選任し、社外取締役の選任にあたっては、企業経営等に精通し、深い知見を有する者を選任しております。

＜社外役員の独立性に関する考え方＞

1. 当社は、下記基準に該当しない場合、独立性を有するものと判断する。
 - ① 当社の大株主（事業年度末における株式の保有割合上位10名の株主）又はその業務執行者
 - ② 当社の主要な取引先で、直近事業年度における当社との年間取引額が当社又はその者の連結総売上高の2％を超える者又はその業務執行者
 - ③ 当社グループの借入先に該当する者又はその業務執行者
 - ④ 当社の主幹事証券会社に所属する者
 - ⑤ 当社グループの取締役・監査役・業務執行役員である者
 - ⑥ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - ⑦ 当社グループから、直近事業年度において寄付又は助成を受けている組織の業務執行者
 - ⑧ 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから多額の金銭等を得ている者
 - ⑨ 過去3年間のいずれかの時点において、上記①から⑧のいずれかに該当していた者
 - ⑩ 上記①から⑧のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族
2. 当社は、当社の社外役員としての在任期間が長期にわたる場合、独立性を有しないと判断する。

<取締役及び監査役のスキル・マトリックス>

本総会において第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役が有する主なスキルは以下のとおりです。

第77回定時株主総会後の当社取締役・監査役（予定）			企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	マーケティング・営業	人事・労務	品質・生産・研究開発	グローバル	ESG・サステナビリティ
堤 殷	代表取締役会長		●		●		●	●	●	●
住本 憲隆	代表取締役社長		●		●	●	●	●	●	●
沖 育	専務取締役		●			●				
真喜屋 理恵子	常務取締役		●		●		●	●		●
望月 正久	常務取締役		●	●	●	●	●			●
松本 千代子	取締役		●	●						
山崎 美明	取締役		●			●				
島崎 康子	取締役		●					●		
谷地 弘安	取締役	社外 独立				●				
矢澤 健一	取締役	社外 独立	●	●						
千野 勇	取締役	社外 独立	●			●				
小林 哲也	取締役	社外 独立			●					●
及川 雅晴	監査役		●	●					●	
高橋 清	監査役		●			●			●	
樋口 哲朗	監査役	社外 独立		●						
遠藤 輝好	監査役	社外 独立			●					

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を示しており、有するすべての知見を表すものではありません。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。なお、「社外役員の独立性に関する考え方」は18ページに記載のとおりであります。

うし
牛

しま
嶋

つとむ
勉

1950年7月16日生

社外

独立

所有する
当社の株式数
一株

略歴

(重要な兼職の状況)

- 1976年4月 弁護士登録
(第一東京弁護士会所属)
- 1982年6月 税理士登録
(東京税理士会所属)
- 2003年7月 株式会社光文社 社外監査役(現)
- 2015年4月 医療法人社団研靖会監事(現)
- 2023年4月 牛嶋・和田・藤津・吉永法律事務所
(現)

補欠社外監査役候補者とした理由

牛嶋勉氏は、長年にわたり弁護士・税理士として専門的知識を培われており、監査役に就任された場合に同氏の高い専門性により、当社の監査を適切に遂行できるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- ・牛嶋勉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・牛嶋勉氏の重要な兼職先である牛嶋・和田・藤津・吉永法律事務所、株式会社光文社、医療法人社団研靖会と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・牛嶋勉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。就任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
- ・牛嶋勉氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
- ・当社は、現在、後記「会社役員に関する事項」(49ページ)に記載の内容の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。牛嶋勉氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第4号議案

役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期に取締役（社外取締役を除く。本議案において同じ）であった11名に対し、総額127,190,000円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に對して支給する具体的金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

上記金額は、当期の利益、従来に支給した役員賞与の額、その他諸般の事情を勘案して、社外取締役及び社外監査役にも共有された賞与支給基準に基づき算出した、当期に取締役であった11名に対して支給すべき個人別の賞与支給額を合算した金額であり、指名・報酬委員会への諮問を経た金額であることから相当な金額であると考えておりますが、後記事業報告「4.会社役員に関する事項」「（2）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」（50ページ）に記載の決定方針に従って個人別の支給額を決定いたしたいと存じます。かかる決定にあたっては、指名・報酬委員会の協議の結果を尊重します。

<株主提案（第5号議案から第6号議案まで）>

第5号議案は、1名の株主様（議決権数1,564個）からのご提案によるものです。

なお、議案の要領及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案権の行使書の原文のまま記載しております。

第5号議案

自己株式取得の件

第1 提案する議題

1 自己株式取得の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数20,000,000株、取得価額の総額150,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

弊社は、当社が2025年3月28日に発表された「次期中期経営計画の方針」において、資本コストの現状認識やROE目標、株主還元に関する定量的な目標を掲げた点を高く評価しております。

一方で、2024年12月31日時点で約2,480億円の現預金および約360億円の投資有価証券といった、バランスシート上の資産に対する具体的な対応策が示されていない点は、今後の課題であると考えております。当社は現預金の増加を抑制する方針を示していますが、これは裏を返せば、当社が掲げる成長投資計画が、営業キャッシュフローおよび株主還元の差分の範囲内で十分に賄える水準にあることを意味します。

この点からも、最適な資本構成の観点に立った余剰資金の活用は、今年度中に十分に対応可能な課題と認識しております。

弊社の分析によれば、過去の当社のROIC（事業投下資本利益率）は平均して15%を超えており、今回掲げられたROE15%という目標は「将来的な目標」ではなく、適切な資本構成の実現を通じて、速やかに達成可能な水準であると考えております。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に以下の理由で反対いたします。

当社は、株主様への還元につきましては、将来事業への投資や自己資本強化を考慮しながら、自己株式の取得および消却や配当の実施を検討する方針を当社コーポレートガバナンス・ガイドラインで定めて開示しており、この方針に基づいて、これまで、安定的な配当路線の堅持と累進的な増配を続けることが、株主様への還元策として最適であると考え、2024年度決算説明会資料48ページに開示しておりますとおり、2007年度以来、リーマンショックやコロナ禍などの世界的な経済情勢の下振れ期にも22%以上の安定的な配当性向を維持しながら、累進的な配当金額の積み上げを重ねて参りました結果、直近の3ヵ年（2022～2024年度）中期経営計画（以下、「直近中計」といいます。）下では、配当性向30%以上の実績を上げて参りました。

今般、新たに3ヵ年（2025～2027年度）中期経営計画（以下、「新中計」といいます。）を2025年5月12日に公表いたしました。新中計では「企業価値を向上させることでステークホルダーを笑顔にしたい」という当社の“ありたい姿”の実現に向けて、成長領域への設備投資を積極的に実施するとともに、株主還元もより強化して参ります。具体的には、当社は、新中計に基づき、株主還元強化と資本効率の向上を目的に、配当に加え自己株式取得を計画しており、新中計の計画期間中の総還元性向は70%を目途に実施して参ります。

本議案は、新中計の対象期間中の総還元性向70%を目途に配当に加えて実施する自己株式取得を考慮していないばかりか、当社の将来事業への投資や自己資本強化などの総合的なキャピタルアロケーションや中長期的な企業価値の向上の実現を可能とするために必要な財務基盤の強化について全く考慮しておらず、そもそも、これらについて考慮しながら株主様への還元の実施を検討する旨定めて開示させていただいている当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに反しております。

以上より、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

（ご参考）過去5年間の株主還元の推移及び本年（案）

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (案)
年間配当金	80円	90円	90円	100円	170円	200円
1株当たり純利益	228.92	284.64	219.48	324.36	544.95	626.41
配当性向（連結）	35.0%	31.6%	41.0%	30.8%	31.2%	31.9%
総還元性向	35.0%	31.6%	41.0%	30.8%	31.2%	69.8%

総還元性向＝（配当金総額＋自己株式取得総額）÷親会社株主に帰属する当期純利益

第6号議案は、1名の株主様（議決権数16,918個）からのご提案によるものです。

なお、議案の要領及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案権の行使書の原文のまま記載しております。

第6号議案

取締役2名選任の件

第1 提案する議題

議題1：取締役2名選任の件

第2 議案の要領及び提案の理由等

1. 議題1：取締役2名選任の件

議題1の議案1及び議案2に共通する提案の理由は以下のとおりです。なお、当社の株式取扱規則上、1議案に関する提案の理由が400字に制限されている可能性に鑑み、議案1及び議案2の提案の理由の合計の字数を800字以内に収めております。

(議案1及び議案2共通の提案の理由)

グローバル経営及び資本政策の知見を有する真に独立した社外取締役2名を選任して取締役会を刷新し、住本氏の明確なリーダーシップの下、抜本的な経営改革を行うべき

当社は、長年に亘る非効率な資本配分、不十分な株主還元政策により同業他社と比較してバリュエーションが著しくディスカウントされています。中核事業である即席麺事業には高い収益性がある一方、非中核事業である冷蔵事業、水産食品事業、加工食品事業その他事業の資本収益率は慢性的に4%未満と著しく低くなっています。これらの非中核事業については戦略的見直しが急務であるにもかかわらず、2025年3月発表の次期中期経営計画¹はかかる問題を完全に無視し、市場を失望させるものでした。また当社は漫然とキャッシュを積み上げ、2,440億円超ものキャッシュを有する²一方、最適な保有キャッシュのレベルについて何らの方針を示しておりません。

これらの課題にもかかわらず、現任の取締役のスキルマトリクス上、財務・会計のスキルを有する取締役は15名中3名（社外取締役は1名）しかおらず、スキルと課題が適合しません。我々の提案する社外取締役候補者は、グローバルな資本市場、資本分配又は海外展開を含む食品事業の専門家であり、上記の課題に関して当社の成長戦略を改めて策定し実行するための知見を取締役に提供できる候補者です。また、現任の社外取締役は上記のような当社の明らかな経営上の問題点を放置しており、社外取締役としての経営の監督責任を果たしていません。

さらに当社は、退任した前社長が2名とも代表権を維持するという歪な取締役構成を採っています。退任した前社長が代表権を有する取締役として残る取締役会において、前社長らの過去の決定を覆すことを要する大胆な事業の見直しを行うことは期待できません。堤氏と今村氏は取締役及び全ての役職を勇退し、住本氏が明確なリーダーシップを執ることができる体制を整えるべきです。

¹ 当社「次期中期経営計画の方針に関するお知らせ」（2025年3月28日）

<https://www.maruchan.co.jp/irnews/upload/other/documents/941adb7d7503028583e878b725664c6e2451dd78.pdf>

² 当社「2025年3月期第三四半期決算短信」（2025年1月31日）

<https://www.maruchan.co.jp/irnews/upload/tanshin/documents/20250131tanshin.pdf>

(1) 議案1

ア 議案の要領

岡村 宏太郎（おかむら こうたろう）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由の通り。

ウ 候補者の略歴等

1. 岡村 宏太郎（おかむら こうたろう） 1955年11月11日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1979年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行
1990年9月	モルガン信託銀行株式会社（現JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社）
1995年8月	JPモルガン証券株式会社 投資銀行本部
2004年4月	JPモルガン・チェース銀行 在日代表東京支店長
2009年9月	トムソン・ロイター・マーケットズ株式会社 代表取締役社長
2012年9月	ソシエテジェネラル証券 顧問
2019年7月	IFM Investors シニア・アドバイザー
2024年3月	サッポロホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
	<重要な兼職の状況> サッポロホールディングス株式会社 社外取締役
■ 所有する当社の株式の数：0株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等	
岡村氏は、投資銀行・資産運用業務での豊富な経験を有し、JPモルガン・チェース銀行では在日代表を務めました。資本市場や企業戦略に精通した金融の専門家で、グローバルに事業展開する企業の企業統治・事業運営の経験、知見があります。かかる知見を活かし、岡村氏は、当社取締役会に不足している資本配分、資本市場との対話、株主還元政策に関して専門性を提供し、当社にとって有用な助言を行うことができると考えます。 以上の理由で、我々は、岡村氏の社外取締役としての選任を提案します。	
■ 特別利害関係の有無	
岡村宏太郎氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。	

（注）岡村宏太郎氏は社外取締役候補者です。

(2) 議案2

ア 議案の要領

柏倉 正巳（かしわくら まさみ）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由の通り。

ウ 候補者の略歴等

2. 柏倉 正巳（かしわくら まさみ） 1963年8月23日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1986年4月	味の素株式会社 入社
2014年7月	味の素ハートランド社 社長
2017年6月	味の素株式会社 執行役員
2018年4月	味の素アニマル・ニュートリション・ノースアメリカ社 社長
2019年6月	味の素アニマル・ニュートリション・グループ社 社長
2021年7月	欧州味の素食品社 社長 兼 味の素株式会社 欧州アフリカ本部副本部長
2022年4月	味の素株式会社 執行役常務 欧州アフリカ本部長 兼 ヨーロッパ味の素社 社長
2024年4月	株式会社Jーオイルミルズ 顧問
2024年6月	同社 監査役（現任）
	<重要な兼職の状況> 株式会社Jーオイルミルズ 監査役
■ 所有する当社の株式の数：0株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等	
柏倉氏は、味の素で長年にわたって食品事業分野のキャリアを積み、国内のみならず北米、欧州、アフリカでの事業展開に役職者として携わった経験を有します。現在はJーオイルミルズの監査役を務めています。柏倉氏の専門性は、当社の強みである海外即席麺事業に適合するものです。柏倉氏は、当社が事業ポートフォリオを改善し新たな成長戦略を策定・実現するにあたり、かかる知見を活かして取締役会に対し有用な助言を行うことができると考えます。 以上の理由で、我々は、柏倉氏の社外取締役としての選任を提案します。	
■ 特別利害関係の有無	
柏倉正巳氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。	

（注）柏倉正巳氏は社外取締役候補者です。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に以下の理由で反対いたします。

(1) 当社は、現経営体制において、直近中計を大幅に上回る業績を達成し、かつ、新中計を策定したこと。

- (A) 当社グループは、「Smiles for All.すべては、笑顔のために。」という企業スローガンの下で「食を通じて社会に貢献する」「お客様に安全で安心な食品とサービスを提供する」ことを責務と考え取り組むとともに、厳しい販売競争に対応するため、直近中計を策定し、より一層のコスト削減並びに積極的な営業活動を推進して参りました。
- (B) 当社は、直近中計に基づき各種施策を実行し、直近中計の最終年度である2024年度には売上高は5,076億円、営業利益も755億円と当初計画を大きく上回る業績を達成し、資本コスト6～8%で、ROEは13.3%まで上昇しており、コロナ禍やウクライナ戦争など事業環境が極めて厳しい中においても、当社取締役会は、直近中計を着実に実行いたしました。
- (C) 今期以降につきましても、直近中計に基づく実績に慢心せず、「将来への投資と株主還元の両立」と「リスク低減と新たな成長機会獲得」の課題を現状認識として、経営理念である「公正な経営・自主独往の経営・従業員が報いられる経営」の下、「“食を通じ、みなさまに笑顔をお届けしたい”」をスローガンとし、「企業価値を向上させることでステークホルダーを笑顔にしたい」を基本方針として、新中計を策定しました。
- (D) 新中計では、財務KPIとして、3カ年のROEを10%以上、ROE15%を長期目標として掲げており、当社グループは、かかる目標の達成に向け、各種施策を実施し、これまでと同様に戦略的なパートナーシップによる異業種他社との業務提携を推進し、グループ成長を実現させるとともに、ガバナンス改革を実施して更なる経営基盤の安定と収益力の強化および収益力改善のための施策を検討・実施しつつ、新中計を着実に遂行してまいります。

(2) 当社はガバナンス体制の改善についても継続的に取り組んできており、社外取締役の監視監督下でガバナンス改革にも着手している一方で、監督責任を果たしていないとして社外取締役の構成変更が必要となるガバナンス上の重大な問題など存在しないこと。

- (A) 当社は、会社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスの更なる拡充は経営上の最重要課題の一つであると考えており、これまでも、当社グループの全役員、従業員が上場企業としての社会的な役割を認識するとともに、直近中計の下、各種の施策を実施して参りました。
- (B) また、当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬に係る手続きの公正性・透明性・客観性を

強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しており、代表取締役社長である住本憲隆氏を委員長とするメンバー8名で構成されておりますが、独立社外取締役全員の5名が構成員であり、より一層の独立性・客観性と説明責任の強化のための様々な施策を検討しております。このように、指名・報酬委員会は、業務執行の決定機関である取締役会から独立性が確保された社外取締役が過半数を占めており、指名・報酬などの重要事項の検討にあたり、適切な関与・助言を得ることができる体制を構築しています。

- (C) 以上のとおり、当社取締役会は、コーポレートガバナンスの拡充にはゴールはなく、不断の検討と改善を継続していく強い意思を持っており、現に、当社のガバナンスをより良い体制にしていくために、新中計に基づきガバナンス改革に着手しております。一方で、提案株主様が指摘するような監督責任を果たしていないとして社外取締役の構成変更が必要となるガバナンス上の問題は存在していません。

(3) 当社の企業価値向上の観点のためには、当社が提案する取締役候補者で構成される取締役会が適切かつ最善であること。

- (A) 当社取締役会は、取締役候補者の選定について、指名・報酬委員会に対して取締役の候補者案について諮問した上で、取締役会において同委員会からの諮問結果も踏まえて審議した結果、上記第2号議案「取締役12名選任の件」に記載の取締役候補者選任に係る議案（以下、「会社提案」といいます。）を本株主総会に上程する旨を決定いたしました。
- (B) 当社取締役会が、会社提案に係る取締役候補者で構成される取締役会が適切かつ最善であると判断した理由は、以下のとおりです。
- (a) 当社は、取締役会の構成については、独立社外取締役を選任し、取締役会において独立かつ客観的な立場から意見を述べることにより、経営の監督体制を確保したうえで、性別、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の意思決定および監督機能を効果的に発揮できる適切な構成とする方針を当社コーポレートガバナンス・ガイドラインで定めて開示しております。当社は、この方針に基づいて、社外取締役として複数名を選任し、当社が直面する経営課題に対して効果的な専門分野の知見を有する取締役の高い資質を活かすことに加えて、多様性を考慮しながら、最適な規模で実効性のある取締役会が実現されるように努めております。
- (b) また、当社の指名・報酬委員会においては、上記の基本方針に則り、取締役候補者の指名・選解任などの諮問の審議にあたっては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向けた経営全般を担うにふさわしい資質を持つ者を指名すべきとの考えの下、その候補者は、性別・国籍・年齢などを問わず、知識・経験・能力の多様性とバランスを考慮するとともに、人格・実績・識見を評価し、取締役会における意思決定・

助言と監督を適切に行う能力を持ち、当社の企業理念の実現・中長期的な企業価値の向上に寄与する人物が選任されるべく検討しております。このような指名・報酬委員会における検討の結果を尊重し、上記の基本方針の下、当社における取締役の選任にあたっては、次のとおり社外取締役および社内監査役を含め取締役会に諮って決定しております。すなわち、社内取締役の選任にあたっては、営業、製造、管理部門等、各業務部門から幅広く選任し、社外取締役の選任にあたっては、社外役員の独立性基準を当社コーポレートガバナンス・ガイドラインで定めて開示しており、この独立性基準に基づいて、企業経営等に精通し、深い知見を有する者を選任しております。なお、当社が定めた社外役員の独立性基準は、東証が公表している「独立役員の確保に係る実務上の留意事項（2025年4月改定版）」に記載の独立性基準（以下、「東証基準」といいます。）にも沿った内容であり、その基準自体に問題があると考えられるものではなく、現に、提案株主様からも、この基準に問題がある旨の主張はなされていません。

- (c) 本定時株主総会に上程する会社提案に係る取締役候補者についても、上記方針と独立性基準に則り、当社の取締役会の構成および必要人材について検討を重ね、指名・報酬委員会の諮問を経る等、慎重な決定プロセスを経ております。
- (d) なお、会社提案は指名・報酬委員会の諮問結果に基づくものであります。上記のとおり、指名・報酬委員会は、独立社外取締役全員の5名をその構成員として運営されておりますが、各氏は、会社法の定めに従い、当社第76回定時株主総会において、当時の監査役会の異議なく上程された社外取締役の候補者としていずれも96%以上の賛成をもって選任された取締役であります。そして、5名の各社外取締役全員は、本株主提案に至るまで提案株主様からも機能不全の指摘がなされたことはなく、その全員が指名・報酬委員会も全回出席し、それぞれのお立場から、ご知見を遺憾なく発揮いただきました（詳細は、下記(4)(A)(f)をご参照ください。）。
- (e) さらに、当社は、第76回定時株主総会において、当社の社外役員の独立性基準に従って谷地弘安氏、峯木眞知子氏、矢澤健一氏、千野勇氏および小林哲也氏を社外取締役として選任し、また、当社の社外役員の独立性基準および東証基準に則って、各氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員に指定し、東京証券取引所に届け出ております。このように、現任の社外取締役5名の独立性には、いずれも現在に至るまで何ら疑義はなく、また、本株主提案に至るまで提案株主様からも機能不全の指摘がなされたことはなく、それぞれその立場から、知見を遺憾なく発揮いただいております（詳細は、下記(4)(A)(f)をご参照ください。）。
- (f) 以上の当社の基本方針に基づく候補者選定プロセスや指名・報酬委員会の諮問結果を踏まえ、当社取締役会において討議した結果、当社取締役会としては、①直近中計を着実に遂行して大幅な目標達成の実績を上げたこと、②新たに新中計を策定・公表した責任を担うべき当事者であること、③当社取締役会が真摯に検討した結果、当社の経営体制

強化のために高い優先度をもって求められる能力は、国際性や専門性に加えて、何より当事業への深い理解とそれを前提とする新中計の策定経過に表れた現状課題認識とその改善施策への取組意識（モチベーション）といった要素であるところ、会社提案に係る取締役候補は、社外取締役を含め、これらの専門的知見や経験、能力を十分に有しているのみならず、新中計を策定した当事者として意識しており、ゆえに強い責任感を備えていること、④より良いガバナンス体制の構築・実現のためのガバナンス改革は引き続き行っていくことを当然の前提として、当社の現任の社外取締役には十分にその知見や能力を発揮いただいており、不足はなく、また、重大な監督能力の欠如やガバナンス・コンプライアンス上の問題が現に生じているわけでもないことからすると、社外取締役の各氏の誰かを交代させるべき必要性に乏しく、新中計に基づき当社が健全で持続的な成長を実現し、中長期的な企業価値の向上、ひいては株主共同の利益向上を果たしていくためには、会社提案である第2号議案「取締役12名選任の件」の取締役候補者で構成される取締役会が適切かつ最善であると判断いたしました。

- (g) これらの会社提案に係る取締役候補者が本定時株主総会において原案どおり承認可決された場合、当社取締役会が有するスキル・マトリックスは19ページに記載の「取締役及び監査役のスキル・マトリックス」に記載のとおりとなります。なお、提案株主様が「財務・会計上のスキルを有する取締役は15名中3名（社外取締役1名）しかおらず、スキルと課題が適合しません。」と主張していますが、その主張する課題について具体性に乏しく、何を以てスキルと適合しないか説明されておらず、誤導的です。

(4) 提案株主様の主張は誤導的であり、恣意的な印象（イメージ）操作であること。

- (A) 提案株主様が指摘する事項は、以下のとおり提案株主様の事実誤認や誤導、恣意的な印象操作が含まれます（なお、提案株主様の事実誤認や誤導、恣意的な印象（イメージ）操作が含まれるのは、以下の事項に限られるものではありません。）。

- (a) 提案株主様は、提案株主様自ら公表しているプレゼンテーション資料等において、冷蔵事業、水産食品事業および加工食品事業に関し、「これらの非中核事業については戦略的見直しが急務」ということを盛んに強調し、事業ポートフォリオレビューのために社外取締役を中心とする戦略検討委員会の設置を求めており、本株主提案は、その布石であると推察されるものです。しかしながら、提案株主様は、我が国の冷蔵事業の業界においてはその事業規模は通常は庫腹量（保管能力）で比較される通例の基準を用いずに矮小化し、当社が庫腹量では64万トンで業界4位のシェアを占めることを隠し、同じく加工食品事業もその売上の80%以上を占める米飯とフリーズドライスープの当社状況についても的確な数値を用いないで市場における競争優位性や規模の経済を過小評価して当社がベストオーナーではないなど非中核事業であるという印象操作をしたり、為替1ド

ル107円換算をROEの過小評価に使う一方で現預金レベルの評価では用いないなど恣意的に試算したり、見る者をして誤った評価をしかねない表現が随所にみられます。

- (b) そのうえ、次のとおり明らかな誤導をしています。すなわち、当社が、提案株主様から2024年3月に書簡を受領して以降、何通もの書簡等のやり取りを重ね、本株主提案を受領するまでに提案株主様との面談も、通常のIR面談を含め、6回と回数を重ねておりますが、当該各書簡等や各面談では、ガバナンス上の問題点として現任の社外取締役の経営の監督責任を果たしていないなどといった本株主提案に及ぶに至る具体的な言及は全くなく、本株主提案において、初めてこのような主張を受けるに至りました。その理由として、「上記のような当社の明らかな経営上の問題点を放置しており」とするのみで、提案株主様が現任の社外取締役が「社外取締役としての経営の監督責任を果たしていません。」と放言するに足るべき具体的な事実の指摘はなく、あからさまな誤導であり、恣意的な印象操作にほかなりません。このように、本株主提案は、提案株主様が主張するような社外取締役としての経営の監督責任が実際に問題視されて行われたものではありません。
- (c) むしろ、提案株主様からの書簡等や面談等では、提案株主様が非中核事業とする冷蔵事業などの売却先の紹介などをそのグローバルなネットワークを背景として頻りに持ち掛けられ、これらの事業売却について別の意図があるのではないかと疑念なしとさせません。現に、提案株主様が公表しているプレゼンテーション資料において、冷蔵事業を最初にレビューする理由として、「NHGGPは複数の不動産投資家とコミュニケーションを取っており、東洋水産の冷蔵倉庫の買い手の関心は高いと考えています。」「グローバルおよび日本の冷蔵倉庫企業は、日本でM&Aを通じて規模を拡大しようとしています。」と強い買い手からの関心とその買い手とのコミュニケーションネットワークをアピールしています。
- (d) 提案株主様は、「退任した前社長2名とも代表権を維持するという歪な取締役構成を採っています。退任した前社長が代表権を有する取締役として残る取締役会において、前社長らの過去の決定を覆すことを要する大胆な事業の見直しを行うことは期待できません。」等を理由に、社外取締役2名の選任について株主提案を行っています。しかしながら、この主張は、極めて良好なパフォーマンスを残している現体制の功績を正に評価しないばかりか、根拠を欠いた憶測にすぎず、具体的にどのような問題が起きているのかも言及せずに、外形的・抽象的に論点を設定するために用いられているものであって、明らかに誤導です。
- (e) 当社は総合食品事業メーカーであり、相応の事業規模を有しており、各事業セグメントならびに傘下の各事業会社の事業および経営に精通した人材が役割分担して共働してグループ全体の価値向上に向けて取り組んでおりますが、堤氏、今村氏および住本氏は、各氏が通曉する分野や各氏が有する専門性、知見、経験などにより役割分担して協働

し、圧倒的な実績を残しております。

また、前社長らの過去の決定を覆すことを要する大胆な事業の見直しを行うことができない事実などありません。

例えば、住本社長が就任一年目である第77期においては、2008年以来実施されていなかった自己株式取得を実施しており、2025年5月12日に公表しておりますとおり、第78期においても引き続き自己株式取得を実施いたします。また、住本社長のリーダーシップの下でガバナンス改革にも着手し、本定時株主総会において株主様のご承認をいただいて取締役会のスリム化を実施いたします。

- (f) このように、提案株主様の主張するところは憶測にすぎず、その根拠や具体例は一切示されておりません。このような根拠のない憶測・想像のみを理由として本株主提案がなされたことは、遺憾というほかありません。提案株主様は、「退任した前社長2名とも代表権を維持するという歪な取締役構成」などと仮定的・一方的評価をあたかも事実であるかのように「当社に経営上の問題点がある」と前提に置き、現任の社外取締役について、「社外取締役としての経営の監督責任を果たしていません。」と主張していますが、明らかに誤った事実による誤導です。

なお、現任の社外取締役5名は、いずれも、第76回定時株主総会において、96%を超える賛成率をもって選任されており、当事業年度においても、事実として、事業報告に記載のとおり、それぞれの知見に基づき当社の企業価値向上に貢献しています。

- (B) 以上のとおり、提案株主様の主張に対しては、まず何をもって「社外取締役としての経営の監督責任を果たしていない」と言うのが問われるべきです。無責任に事実無根・誤導的な一方的見解を公表し、当社株主の皆様や市場関係者を巻き込むことこそが極めて不適切であり、このようなことを行う提案株主様の姿勢には、大いに疑問があります。

(5) 会社提案に係る取締役候補者こそが適任であること。

- (A) 上記(3)(B)に記載のとおり、指名・報酬委員会および取締役会では、取締役候補者選任過程の公正性を確保するため、本定時株主総会に上程する会社提案の取締役候補者について検討・審議を行いました。その過程において、本株主提案に係る各候補者に対しても、概要以下のとおりの評価を行っています。
- (B) すなわち、本株主提案に係る取締役候補者がそれぞれの背景に応じた知見を有する人材であることは肯ずるところですが、以下の理由により、現時点では、当社の取引関係に制約を及ぼすことが懸念されることから、当社取締役として招聘すべき候補者ではないと判断いたしました。

- (a) 岡村宏太郎氏は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）出身者であります。当社グループは、資金調達については、当社グループ間の短期的な借入金（キャッシュマネジメントシステム）等による方針であります。その補完的措置として、株式会社三井住友銀行を取り纏め銀行として総額100億円のコミットメントライン契約を締結しております。1990年に同行を退職された後、同氏は、別の金融機関でのキャリア遍歴を有しており、当社の社外役員の独立性基準に抵触するものではありませんが、現在の経営体制においても喫緊の課題として当社グループの重要な取引先出身の人材を社外取締役を迎えるべき要請がありません。
- (b) 柏倉正巳氏は、食品事業に関する専門性を有しているとされていますが、役職員を務めていた味の素株式会社は、当社グループの重要な戦略的パートナーとして、北米における味の素東洋フローズンヌードル社の合併事業、インドにおけるマルちゃん味の素インド社の合併事業その他各種の戦略的な業務提携を進める取引先です。同氏は、2024年4月まで味の素株式会社の執行役常務を務められております。確かに、同社との取引規模を形式的に当てはめると、当社の社外役員の独立性基準に抵触するものではありませんが、今後の同社との戦略的パートナーシップの推進に制約を及ぼすことにもなりかねない一方で、現在の経営体制においても喫緊の課題として当社グループの重要な取引先出身の人材を社外取締役を迎えるべき要請がありません。

(6) 結論

以上より、当社取締役会としては、本株主提案に係る取締役候補者は現在当社が当社取締役に求める資質を有するものではなく、上記第2号議案「取締役12名選任の件」に記載の取締役候補者で構成される取締役会こそが当社が健全な存続と持続的な成長を実現し、中長期的な企業価値の向上、ひいては株主共同の利益向上の観点から適切かつ最善であると判断しております。

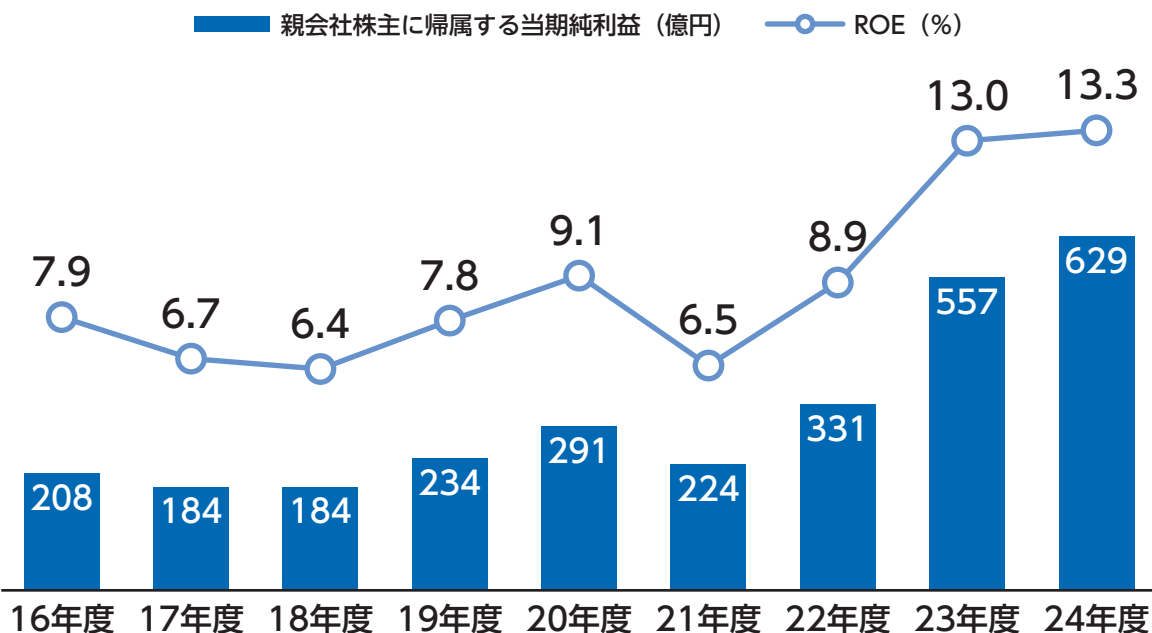
よって、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(ご参考) 2022～24年度3ヵ年中期経営計画の実績と最終年度の当初計画比

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	24年度/ 21年度比	3ヵ年当初 計画比
売上高 (億円)	3,615	4,358	4,890	5,076	+1,461	+776
営業利益 (億円)	297	403	667	755	+458	+335
親会社株主に帰属する 当期純利益 (億円)	224	331	557	629	+405	—
EBITDA (億円)	450	563	837	922	+472	—
ROE (%)	6.5%	8.9%	13.0%	13.3%	+6.8%	—

EBITDA=営業利益+減価償却費

(ご参考) 親会社株主に帰属する当期純利益とROEの推移



以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

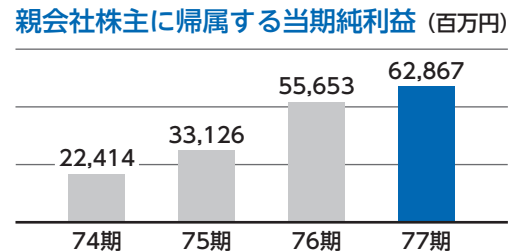
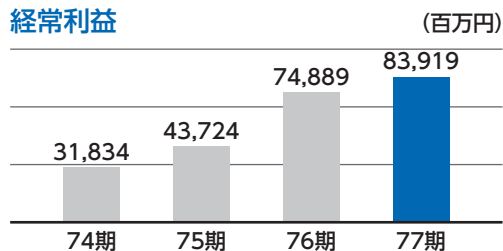
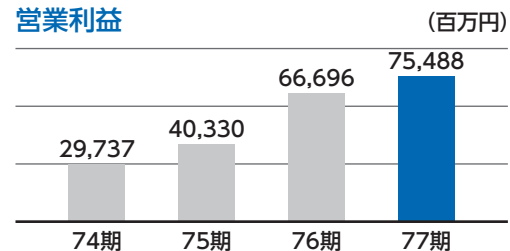
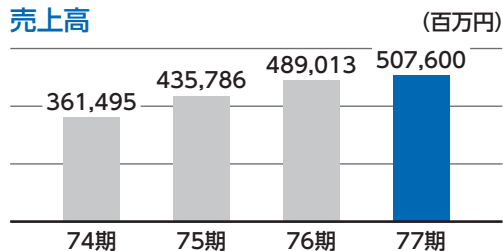
(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、一部に足踏みもみられますが、緩やかに回復する状況にありました。先行きにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、物価上昇やアメリカの政策動向及び金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

このような状況の中、当社グループは「Smiles for All.すべては、笑顔のために。」という企業スローガンの下で「食を通じて社会に貢献する」「お客様に安全で安心な食品とサービスを提供する」ことを責務と考え取り組むとともに、厳しい販売競争に対応するため、より一層のコスト削減並びに積極的な営業活動を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は507,600百万円（前年同期比3.8%増）、営業利益は75,488百万円（前年同期比13.2%増）、経常利益は83,919百万円（前年同期比12.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は62,867百万円（前年同期比13.0%増）となりました。

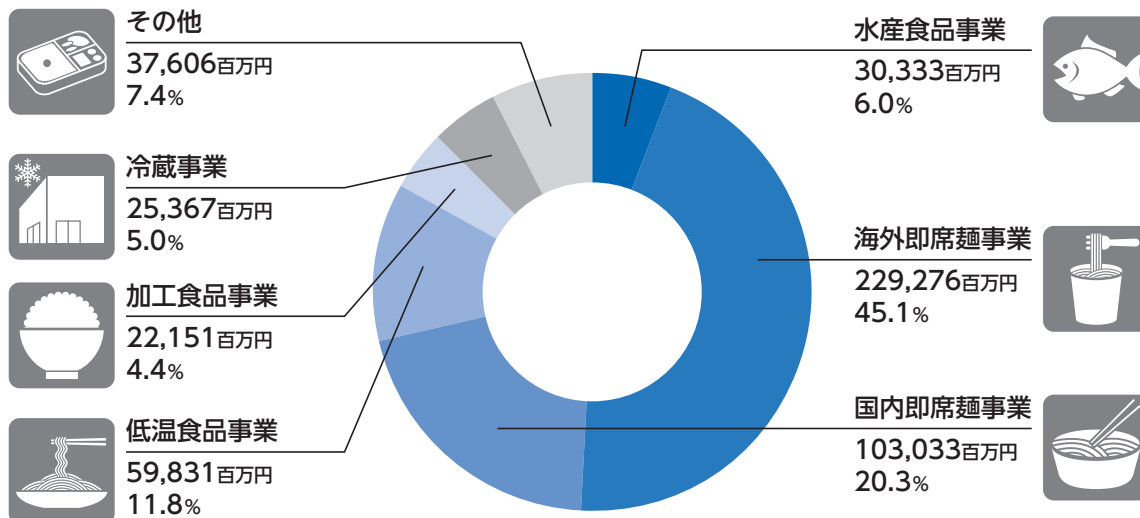
なお、当連結会計年度の為替換算レートは149.53円/米ドル（前連結会計年度は、151.33円/米ドル）であります。



(2) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業別	主要品目	売上構成比
■ 水産食品事業	魚介類、魚介類加工品	6.0%
■ 海外即席麺事業	カップ麺、袋麺	45.1%
■ 国内即席麺事業	カップ麺、袋麺、ワンタン	20.3%
■ 低温食品事業	蒸し焼そば、生ラーメン、茹でうどん、冷凍麺、業務用冷凍調理品、チルド食品	11.8%
■ 加工食品事業	フリーズドライ商品、無菌包装米飯、レトルト米飯、だしの素、削り節、魚肉ねり商品	4.4%
■ 冷蔵事業	保管、凍結、配送	5.0%
■ その他	弁当、惣菜	7.4%
計		100.0%

[事業別売上構成比]





水産食品事業

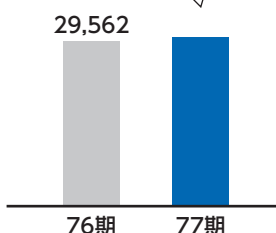
今期の状況

水産食品事業は、円安による原料価格の上昇等があったものの、既存顧客に対する積極的な営業活動による販売数量の伸長等から増収となりました。その結果、売上高は30,333百万円（前年同期比2.6%増）、セグメント利益は、利益率の高い商材の販売数量の伸長や、原料価格が安定したこと仕入コストを抑えられた商材もあったこと等により854百万円（前年同期比113.6%増）となりました。

売上高

（百万円）

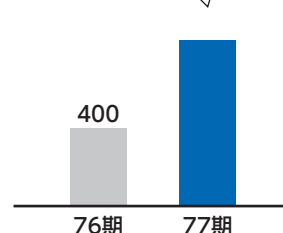
30,333百万円 2.6%増



セグメント利益

（百万円）

854百万円 113.6%増



海外即席麺事業

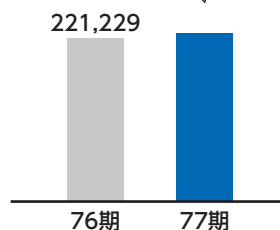
今期の状況

海外即席麺事業は、米国では下半期における経済不安や競合他社の積極的な営業活動により伸び悩みはあったものの、足元では回復傾向となり、通期では前年度を上回りました。メキシコでは価格改定や紙カップへの移行を進めながらも、カップ麺は堅調、袋麺は拡売により好調に推移いたしました。なお、年間を通して工場では安定した供給を継続できております。その結果、売上高は229,276百万円（前年同期比3.6%増）、セグメント利益は、運送費や人件費等の増加はあったものの、原材料費の減少や価格改定及び販売数量の伸長による売上高の増加等により54,412百万円（前年同期比17.5%増）となりました。

売上高

（百万円）

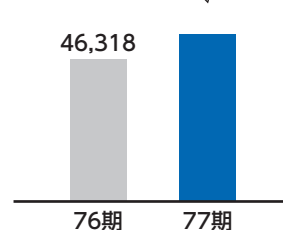
229,276百万円 3.6%増



セグメント利益

（百万円）

54,412百万円 17.5%増





国内即席麺事業

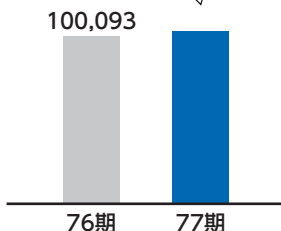
今期の状況

国内即席麺事業は、改定後の価格が浸透したこともあり、主力商品を中心に好調に推移いたしました。カップ麺では主力商品の「赤いきつねうどん」「緑のたぬき天そば」が堅調だったほか、「麺づくり」シリーズにて9月にリニューアル発売をした効果等により増収となりました。袋麺では「マルちゃん正麺」シリーズが堅調だったほか、「マルちゃんZUBAAN!」シリーズも新商品の発売が寄与し、好調に推移いたしました。その結果、売上高は103,033百万円（前年同期比2.9%増）、セグメント利益は、人件費等の増加はあったものの、売上の拡大等により9,824百万円（前年同期比1.2%増）となりました。

売上高

(百万円)

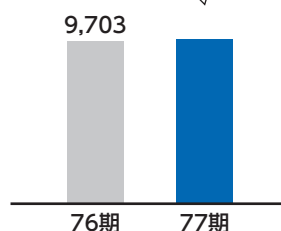
103,033百万円 2.9%増



セグメント利益

(百万円)

9,824百万円 1.2%増



低温食品事業

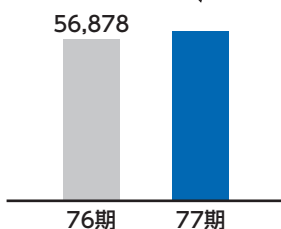
今期の状況

低温食品事業は、主力商品の積極的な拡売と新商品の発売により堅調に推移いたしました。生麺では主力商品の「マルちゃん焼そば3人前」シリーズにてキャンペーン等の販売促進に加え、季節限定品の発売によりシリーズの活性化を図りました。その他の商品では夏季の涼味商品の伸長に加え、うどん関連では「玉うどん3食入」シリーズの需要拡大により増収となりました。冷凍食品では産業給食や外食・行楽関係の需要拡大により冷凍麺等の業務用商品が伸長し、惣菜向け商品等の販売も拡大いたしました。その結果、売上高は59,831百万円（前年同期比5.2%増）、セグメント利益は、人件費や運送費、動力費等の増加はあったものの、売上の拡大等により8,044百万円（前年同期比8.3%増）となりました。

売上高

(百万円)

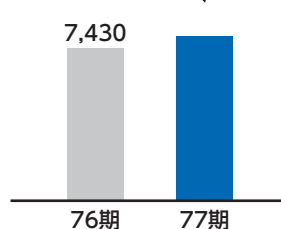
59,831百万円 5.2%増



セグメント利益

(百万円)

8,044百万円 8.3%増





加工食品事業

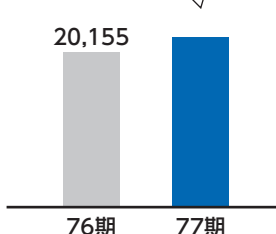
今期の状況

加工食品事業は、米飯商品を中心に需要が高まり、販売数量、金額ともに伸長いたしました。米飯商品では11月に価格改定を実施いたしましたが、米不足等の影響により需要の高い状況が続き、無菌米飯商品、レトルト米飯商品ともに好調に推移したことで増収となりました。フリーズドライ商品では主力商品の「素材のチカラ」シリーズが好調だったほか、秋冬にカップスープの新商品を発売したこと等で増収となりました。その結果、売上高は22,151百万円（前年同期比9.9%増）、セグメント利益は、売上の拡大等による影響はあったものの、主に原料米の価格高騰による原材料費等の増加により27百万円（前年同期比96.3%減）となりました。

売上高

(百万円)

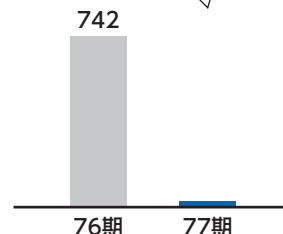
22,151百万円 9.9%増



セグメント利益

(百万円)

27百万円 96.3%減



冷蔵事業

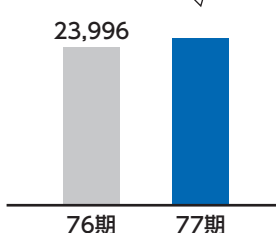
今期の状況

冷蔵事業は、物価上昇や円安の影響等により、輸入品は低調な荷動きとなりましたが、国内品を中心とした保管や関連する運送、付帯作業等の取扱いが堅調だったことに加え、各料金の価格改定を進めたことにより増収となりました。その結果、売上高は25,367百万円（前年同期比5.7%増）、セグメント利益は、設備更新等による減価償却費や物価上昇による人件費、運送費等の増加により2,274百万円（前年同期比0.4%減）となりました。

売上高

(百万円)

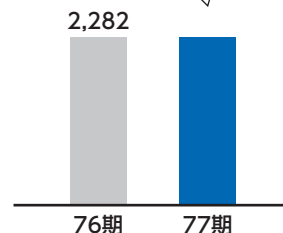
25,367百万円 5.7%増



セグメント利益

(百万円)

2,274百万円 0.4%減

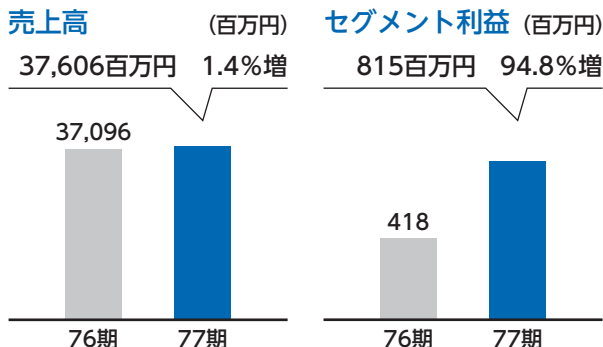




その他

今期の状況

その他は、主に弁当・惣菜事業であります。売上高は37,606百万円（前年同期比1.4%増）、セグメント利益は、815百万円（前年同期比94.8%増）となりました。



(3) 対処すべき課題

次期（2025年度）の見通しにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、物価上昇やアメリカの政策動向及び金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当食品業界におきましては、消費者の生活防衛意識や低価格志向が続く中で、市場環境は引き続き厳しい状況にあります。また、食の安全・安心等企業の社会的責任がますます求められていくものと考えております。当社グループにおきましては、さらに地域別、製品別の販売促進を強化した積極的な営業活動を実施してまいります。また、費用面でもより厳しい販売競争に対応するため、物流の再構築・生産部門での徹底したコストの削減に注力していく所存であります。

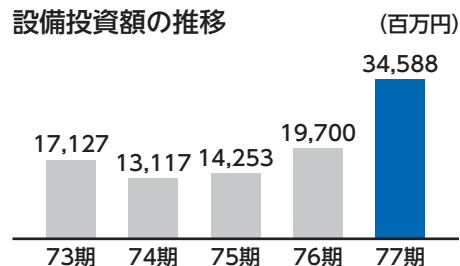
このような状況の中、当社といたしましては、2025年度からの3カ年中期経営計画において基本戦略を定め、“継続と継承”、“変革と進化”を進めることで顧客市場、資本市場での企業価値を向上させ、ステークホルダーを笑顔にするための取り組みを実施してまいります。



(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、34,588百万円であり
ます。その主なものは、工場諸設備の新設、更新、改造
等によるものであります。

設備投資額の推移



(5) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、借入金により賄っておりますが、当社は、株式会社三井住友銀行を取り纏め銀行とする計4行と総額100億円のコミットメントラインを締結しております。

なお、当連結会計年度中には、社債、新株式の発行による新たな資金調達は行っておりません。

(6) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 第 7 4 期	2022年度 第 7 5 期	2023年度 第 7 6 期	2024年度 (当連結会計年度) 第 7 7 期
売 上 高(百万円)	361,495	435,786	489,013	507,600
経 常 利 益(百万円)	31,834	43,724	74,889	83,919
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益(百万円)	22,414	33,126	55,653	62,867
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	219.48	324.36	544.95	626.41
総 資 産 額(百万円)	454,670	497,083	570,994	594,978
純 資 産 額(百万円)	367,145	404,750	474,534	493,644
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	3,474.89	3,840.08	4,526.89	4,829.96

報告セグメント別の売上高及びセグメント利益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント	2023年度 (前連結会計年度) 第 7 6 期		2024年度 (当連結会計年度) 第 7 7 期		前期比増減	
	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益
水 産 食 品 事 業	29,562	400	30,333	854	770	454
海 外 即 席 麺 事 業	221,229	46,318	229,276	54,412	8,047	8,093
国 内 即 席 麺 事 業	100,093	9,703	103,033	9,824	2,940	120
低 温 食 品 事 業	56,878	7,430	59,831	8,044	2,952	614
加 工 食 品 事 業	20,155	742	22,151	27	1,995	△715
冷 蔵 事 業	23,996	2,282	25,367	2,274	1,370	△8
そ の 他	37,096	418	37,606	815	509	396
(調 整 額)	—	△600	—	△763	—	△163
合 計	489,013	66,696	507,600	75,488	18,587	8,792

(注) 各報告セグメントの売上高は、外部顧客に対する売上高を示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
八戸東洋株式会社	200百万円	100.0%	即席麺添付品の製造、フリーズドライスープ商品の製造
甲府東洋株式会社	300百万円	100.0%	即席麺添付品の製造、フリーズドライスープ商品の製造
フクシマフーズ株式会社	222百万円	100.0%	包装米飯の製造
株式会社酒悦	100百万円	100.0%	漬物類の製造販売、即席麺及び生麺の製造
株式会社フレッシュダイナー	100百万円	100.0%	弁当・惣菜の製造
埼玉東洋株式会社	50百万円	100.0%	冷蔵庫
ユタカフーズ株式会社	1,160百万円	50.9%	調味料の製造販売、即席麺及び生麺の製造
ミツワデイリー株式会社	40百万円	100.0%	調理麺・惣菜の製造
株式会社シマヤ	100百万円	61.6%	調味料の製造販売、即席麺添付品の製造
マルチャン, INC.	30,000千米ドル	100.0%	即席麺の製造販売
マルチャンバージニア, INC.	10,000千米ドル	100.0% (80.0%)	即席麺の製造
マルチャンテキサス, INC.	10,000千米ドル	100.0% (100.0%)	即席麺の製造
マルチャン デ メヒコ, S.A. de C.V.	4千米ドル	100.0% (99.0%)	即席麺の販売

(注) 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(8) 主要な事業所及び子会社 (2025年3月31日現在)

- ① 本社 東京
- ② 支店 北海道、東北（宮城県）、北関東（栃木県）、東京、甲信越（新潟県）、静岡、名古屋、大阪（兵庫県）、中四国（広島県）、福岡
- ③ 工場 北海道、関東（群馬県）、埼玉、相模（神奈川県）、焼津（静岡県）、関西（兵庫県）、福岡
- ④ 冷蔵庫 札幌、石狩（北海道）、石狩新港物流センター（北海道）、大井埠頭（東京都）、城南島（東京都）、平和島（東京都）、東扇島（神奈川県）、名古屋、中部物流センター（愛知県）、舞洲（大阪府）、神戸物流センター、佐賀、福岡、福岡アイランドシティ物流センター
- ⑤ 子会社 八戸東洋株式会社（青森県）、甲府東洋株式会社（山梨県）、フクシマフーズ株式会社（福島県）、株式会社酒悦（東京都）、株式会社フレッシュダイナー（千葉県）、埼玉東洋株式会社（埼玉県）、ユタカフーズ株式会社（愛知県）、ミツワデイリー株式会社（兵庫県）、株式会社シマヤ（山口県）、マルチャン,INC.（米国）、マルチャンバージニア,INC.（米国）、マルチャンテキサス,INC.（米国）、マルチャン デ メヒコ,S.A. de C.V.（メキシコ）

(9) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業別	使用人数	前期末比増減
水産食品事業	315名	—
海外即席麺事業	427名	13名減
国内即席麺事業	1,117名	39名増
低温食品事業	776名	37名減
加工食品事業	779名	15名増
冷蔵事業	303名	5名増
その他	647名	7名減
全社共通	332名	44名減
合計	4,696名	42名減

② 当社の使用人の状況

当期末使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,189名	20名減	41.3歳	16.5年

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 427,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 110,881,044株 (自己株式数11,205,406株を含む)
- (3) 株主数 17,234名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,691	13.74
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,514	7.54
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	5,597	5.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,224	3.23
一般財団法人東洋水産財団	3,037	3.05
MSCO CUSTOMER SECURITIES	2,023	2.03
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,776	1.78
株式会社三井住友銀行	1,761	1.77
NHGGP CO-INVESTMENT A L.P.	1,691	1.70
株式会社榎本武平商店	1,662	1.67

(注) 持株比率は、自己株式 (11,205,406株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の重要な兼職の状況
代表取締役会長	堤 殷	
代表取締役副会長	今 村 将 也	
代表取締役社長	住 本 憲 隆	
専務取締役	沖 齊	
常務取締役	真喜屋 理恵子	総務部、品質保証部長、総合研究所長、焼津工場、埼玉工場 相模工場、関東工場
常務取締役	望 月 正 久	CSR広報部長、情報システム部長、コンプライアンス部長
常務取締役	村 上 修	水産食品部、冷蔵部
取 締 役	葉 山 知 秀	工務部、物流部長、資材生産部長
取 締 役	松 本 千代子	経理部、秘書室長、フクシマフーズ株式会社監査役 株式会社酒悦監査役、株式会社フレッシュダイナー監査役 ミツワデイリー株式会社監査役
取 締 役	山 崎 美 明	加工食品部、低温食品部、マーケティング部、広域営業部 北関東支店、東北支店、甲信越支店、東京支店
取 締 役	谷 地 弘 安	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
取 締 役	峯 木 眞知子	東京家政大学大学院特命教授
取 締 役	矢 澤 健 一	
取 締 役	千 野 勇	ながの農業協同組合監事
取 締 役	小 林 哲 也	小林総合法律事務所所長（弁護士） ソースネクスト株式会社社外監査役
常勤監査役	及 川 雅 晴	
常勤監査役	高 橋 清	
監 査 役	樋 口 哲 朗	樋口公認会計士事務所（公認会計士）
監 査 役	遠 藤 輝 好	遠藤輝好法律事務所（弁護士） 中央大学法学部通信教育部兼任講師 中央大学ビジネススクール兼任講師 マイルストーンアROUNDマネジメント株式会社監査役 株式会社庄交コーポレーション社外取締役 学校法人江戸川学園理事 専修大学法科大学院教授

- (注) 1. 取締役東目浩一氏は、2024年6月27日開催の第76回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 常務取締役真喜屋理恵子氏の戸籍上の氏名は、磯邊理恵子であります。
3. 取締役谷地弘安氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である横浜国立大学と当社との間には特別の関係はありません。
4. 取締役峯木眞知子氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である東京家政大学と当社との間には特別の関係はありません。
5. 取締役矢澤健一氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役千野勇氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先であるながの農業協同組合と当社との間には特別の関係はありません。
7. 取締役小林哲也氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である小林総合法律事務所及びソースネクスト(株)と当社との間には特別の関係はありません。
8. 監査役及川雅晴氏は、当社の経理担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 監査役樋口哲朗氏は社外監査役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である樋口公認会計士事務所と当社との間には特別の関係はありません。同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 監査役遠藤輝好氏は社外監査役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である遠藤輝好法律事務所、中央大学、マイルストーンアアラウンドマネジメント(株)、(株)庄交コーポレーション、学校法人江戸川学園、専修大学と当社との間には特別の関係はありません。
11. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役5名及び社外監査役2名との間で責任限定契約を締結しております。

12. 当社は、当社及び当社のすべての子会社（会社法に基づく子会社をいい、保険期間中の新規子会社を含みます。本注記において単に「会社」といいます）の取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員及び従業員のすべてを被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の該当は、次のとおりです。
- ・被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る争訟費用や損害賠償金等が填補の対象とされております。
 - ・被保険者による保険料の実質的負担割合は概ね1割とされ、残りを会社が負担しております。
 - ・会社の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、会社補償の免責金額を1,000万円とし、被保険者が利益又は便宜の供与を違法に得た場合や背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為を行った場合等は填補の対象から除外しております。
 - ・保険期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会が更新の有無を決定します。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等
当社の取締役の報酬等は、基本報酬と賞与のみにより構成するものとします。
基本報酬については、株主総会で決議された報酬限度額400百万円（1991年6月27日開催定時株主総会決議）の範囲内で、各取締役の貢献度に基づいて、年間の報酬額を決定します。
賞与については、当社の経常利益に基づいて計算された総額を当期株主総会にお諮りし、当期株主総会で決議された総額の範囲内で、各取締役の従来に支給した役員賞与の額その他諸般の事情に基づいて決定します。
賞与が各期の株主総会で決議された金額により定められることから、各取締役の基本報酬と賞与の割合については特に定めないものとします。
なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみにより構成するものとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、一定の金額を当該社外取締役との協議により決定するものとします。
取締役の個人別の報酬等の決定方法については、各期ごとに社外取締役及び社外監査役を含め取締役会に諮ったうえで決定するものとしておりますが、原則として、代表取締役社長が社外取締役及び社外監査役にも共有された報酬基準に基づいて個人別の報酬等の金額を決定するものとします。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の人数
		基本報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	509百万円 (48百万円)	382百万円 (48百万円)	127百万円 (－百万円)	16名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	51百万円 (19百万円)	51百万円 (19百万円)	－百万円 (－百万円)	4名 (2名)
合 計	560百万円	433百万円	127百万円	20名

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当期末の取締役の人数は15名であります。上記の取締役の人数と相違しておりますのは、2024年6月27日開催の第76回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。

3. 上記①の決定方針は、2021年2月12日開催の取締役会にて決議されたものですが、上記②記載の当該事業年度の取締役の報酬等も、上記①の決定方針に沿うものであることを2025年5月12日開催の取締役会において確認しております。すなわち、当該事業年度の取締役の報酬等も基本報酬と賞与のみにより構成されており、社外取締役及び社外監査役の全員が参加した2024年6月27日開催の取締役会で、それぞれ次のとおり決定されているからです。

〈基本報酬について〉

1991年6月27日開催の定時株主総会で決議いただいた年額400百万円以内（当該決議がされた時点において、当該報酬限度額の対象とされていた取締役員数は18名）で2024年7月以降の取締役15名の各基本報酬額を決定するにあたり、その具体的金額の全部について代表取締役社長住本憲隆氏に委任しており、同氏は、かかる委任に基づき、社外取締役及び社外監査役にも共有された基本報酬基準に基づいて個人別の基本報酬額を決定しております。

〈賞与について〉

2024年6月27日開催の定時株主総会で決議いただいた総額122,830,000円を前事業年度に取締役（社外取締役を除く）であった10名の各賞与支給額を決定するにあたり、その具体的金額の全部について代表取締役社長住本憲隆氏に委任しており、同氏は、かかる委任に基づき、社外取締役及び社外監査役にも共有された賞与支給基準に基づいて個人別の賞与支給額を決定しております。

なお、当社取締役会が、代表取締役社長住本憲隆氏に対して上記各委任を致したのは、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の業績と当該取締役の貢献度を評価して当該取締役へ支給する各報酬ごとの具体的金額をそれぞれ決定するにおいては代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。当該決定においては社外取締役及び社外監査役にも共有された上記各基準に基づくものとして客観性を担保し、かつ、実際の決定が当該基準に基づいているかどうかについて社外取締役及び社外監査役の監督に服せしめることにより適切な決定がなされるようにしております。また、同氏は、適宜必要に応じて、各社外取締役の客観的な観点からの提言や助言を受けております。

4. 監査役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の定時株主総会において年額75百万円以内（当該決議がされた時点において、当該報酬限度額の対象とされていた監査役員数は3名）と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況及び社外取締役及び社外監査役について果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況及び社外取締役及び社外監査役について果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	谷 地 弘 安	13回中13回	—	横浜国立大学経営学部長等を歴任し、経営学、マーケティングの分野に関する深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場であることから監督機能を発揮し、議案審議等の必要に応じ、主として学者としての専門的見地から発言を行っております。
取 締 役	峯 木 眞知子	13回中13回	—	東京家政大学副学長等を歴任し、食物学に関する多くの研究活動からの深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場であることから監督機能を発揮し、議案審議等の必要に応じ、主として学者としての専門的見地から発言を行っております。
取 締 役	矢 澤 健 一	13回中13回	—	長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、同氏の知識や経験等を生かして、議案審議等の必要に応じ、主として企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。
取 締 役	千 野 勇	13回中13回	—	長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、同氏の知識や経験等を生かして、議案審議等の必要に応じ、主として企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。
取 締 役	小 林 哲 也	13回中13回	—	弁護士として当社にとって有効な知見を有しており、同氏の知識や経験等を生かして、議案審議等の必要に応じ、主として法律家としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	樋 口 哲 朗	13回中13回	13回中13回	議案審議等の必要に応じ、主として公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	遠 藤 輝 好	13回中13回	13回中13回	議案審議等の必要に応じ、主として弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額 98百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 98百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうちユタカフーズ株式会社及びマルチャン,INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について、2024年6月14日に同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

子会社が会計監査人に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第37条第1項の規定による賦課金に係る特例の認定申請に関する手続業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	366,721	流 動 負 債	73,300
現 金 及 び 預 金	257,470	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	34,959
受 取 手 形	839	短 期 借 入 金	442
売 掛 金	63,151	リ ー ス 債 務	288
商 品 及 び 製 品	18,455	未 払 費 用	27,119
仕 掛 品	460	未 払 法 人 税 等	4,088
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	20,029	役 員 賞 与 引 当 金	251
そ の 他	7,126	そ の 他	6,149
貸 倒 引 当 金	△811	固 定 負 債	28,033
固 定 資 産	228,256	リ ー ス 債 務	2,671
有形固定資産	183,599	繰 延 税 金 負 債	5,558
建 物 及 び 構 築 物	67,826	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	316
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	46,205	退 職 給 付 に 係 る 負 債	15,807
土 地	35,812	資 産 除 去 債 務	199
リ ー ス 資 産	1,246	そ の 他	3,480
建 設 仮 勘 定	31,342	負 債 合 計	101,333
そ の 他	1,164	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	5,580	株 主 資 本	422,948
の れ ん	670	資 本 金	18,969
ソ フ ト ウ エ ア	1,761	資 本 剰 余 金	22,940
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	2,881	利 益 剰 余 金	413,220
そ の 他	266	自 己 株 式	△32,181
投資その他の資産	39,076	その他の包括利益累計額	58,244
投 資 有 価 証 券	35,123	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,021
繰 延 税 金 資 産	1,051	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3
退 職 給 付 に 係 る 資 産	62	為 替 換 算 調 整 勘 定	44,112
そ の 他	2,839	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,113
資 産 合 計	594,978	非 支 配 株 主 持 分	12,452
		純 資 産 合 計	493,644
		負 債 純 資 産 合 計	594,978

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		507,600
売上原価		356,291
売上総利益		151,309
販売費及び一般管理費		75,820
営業利益		75,488
営業外収益		
受取利息	6,906	
受取配当金	754	
持分法による投資利益	175	
賃貸収入	399	
その他	693	8,929
営業外費用		
支払利息	203	
賃貸収入原価	56	
為替差損	81	
貸倒引当金繰入額	13	
その他	143	499
経常利益		83,919
特別利益		
固定資産売却益	14	
投資有価証券売却益	512	
補助金収入	186	713
特別損失		
固定資産除売却損	369	
減損損失	21	
関係会社株式評価損	381	
その他	0	773
税金等調整前当期純利益		83,859
法人税、住民税及び事業税	20,280	
法人税等調整額	309	20,589
当期純利益		63,269
非支配株主に帰属する当期純利益		402
親会社株主に帰属する当期純利益		62,867

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	205,917	流 動 負 債	72,559
現 金 及 び 預 金	119,916	買 掛 金	27,816
売 掛 金	49,578	関 係 会 社 短 期 借 入 金	18,974
商 品 及 び 製 品	9,772	リ ー ス 債 務 金	248
仕 掛 品	40	未 払 金	1,499
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,206	未 払 費 用	19,808
前 払 費 用	503	未 払 法 人 税 等	3,628
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	15,082	役 員 賞 与 引 当 金	127
そ の 他	4,627	そ の 他	458
貸 倒 引 当 金	△810	固 定 負 債	17,820
固 定 資 産	121,041	リ ー ス 債 務 金	2,586
有形固定資産	68,720	退 職 給 付 引 当 金	12,392
建 物	30,871	繰 延 税 金 負 債	2,424
構 築 物	1,324	そ の 他	417
機 械 装 置	11,286	負 債 合 計	90,380
車 両 運 搬 具	17	(純 資 産 の 部)	
工 具 器 具 備 品	655	株 主 資 本	224,443
土 地	23,153	資本金	18,969
リ ー ス 資 産	1,104	資本剰余金	22,516
建 設 仮 勘 定	306	資 本 準 備 金	20,155
無形固定資産	4,563	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,360
ソ フ ト ウ エ ア	1,495	利益剰余金	216,901
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	2,840	利 益 準 備 金	2,593
そ の 他	226	そ の 他 利 益 剰 余 金	214,308
投資その他の資産	47,757	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	5,728
投 資 有 価 証 券	27,450	別 途 積 立 金	42,000
関 係 会 社 株 式	19,717	繰 越 利 益 剰 余 金	166,579
そ の 他	589	自己株式	△33,943
資 産 合 計	326,958	評価・換算差額等	12,134
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,133
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1
		純 資 産 合 計	236,578
		負 債 純 資 産 合 計	326,958

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		223,495
売上原価		168,196
売上総利益		55,299
販売費及び一般管理費		36,669
営業利益		18,629
営業外収益		
受取利息	353	
受取配当金	35,560	
その他	586	36,500
営業外費用		
支払利息	369	
貸倒引当金繰入額	9	
その他	95	473
経常利益		54,656
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	512	
補助金収入	66	579
特別損失		
固定資産除売却損	111	
減損損失	20	
関係会社株式評価損	381	
その他	0	512
税引前当期純利益		54,723
法人税、住民税及び事業税	6,573	
法人税等調整額	△214	6,358
当期純利益		48,364

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

東 洋 水 産 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 金子 能 周

公認会計士 田 辺 拓 央

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋水産株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋水産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

東 洋 水 産 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 金子 能 周

公認会計士 田 辺 拓 央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋水産株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

東洋水産株式会社 監査役会

常勤監査役	及	川	雅	晴	㊞
常勤監査役	高	橋		清	㊞
社外監査役	樋	口	哲	朗	㊞
社外監査役	遠	藤	輝	好	㊞

以 上

株主優待に関するお知らせ

株主の皆様の日頃のご支援に感謝いたしまして、本年も株主優待制度を実施させていただきます。



自社製品詰め合わせセット

もしくは



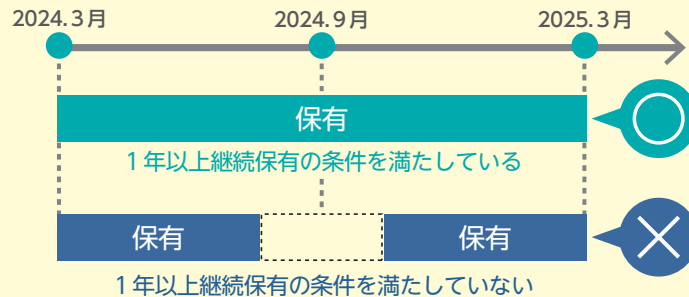
社会貢献団体への寄付
(日本ユニセフ協会)

優待対象株主様

1年以上継続保有された株主様 とさせていただきます。

1年以上継続保有とは

年2回(9月、3月) 確定する株主名簿に同じ株主番号で3回以上連続で記載され、その間で未保有期間が含まれないことをいいます。



下記に該当する場合は、株主番号が変更となる可能性がございますのでご注意ください。
株主番号の変更の有無については、お預けの証券会社にお問い合わせください。

1. 株式の名義人が変更となった場合

- ・相続
- ・証券会社の貸株サービスを利用した場合

2. 保有株式のすべてを売却し、買い戻した場合

- ・お預けの証券会社を変更した場合
- ・保有株式を一般口座からNISA口座に切り替えた場合

株主総会会場ご案内

開催日時 2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー1階
ニューピアホール



- 交通のご案内
- 東京臨海新交通 ゆりかもめ・・・竹芝駅東口より 徒歩約3分
 - JR山手線・京浜東北線・・・浜松町駅北口より 徒歩約8分
 - 都営地下鉄 大江戸線・浅草線・・・大門駅B1出口より 徒歩約9分
 - 東京モノレール・・・浜松町駅中央口より 徒歩約10分

